

日本バプテスト女性連合奨学金規程

『女性連合ハンドブック』2015年4月1日改訂版より抜粋（27～31頁）

（目的および名称）

第1条 日本バプテスト女性連合は、日本を含んだ世界伝道を使命とし、献身者育成につとめている。その具体的な働きとして、将来女性連合にかかわりつつ、主のために献身的に働く後継者育成の願いと祈りをもって奨学金制度を設け、経済的援助を行うものとする。

第2条 本奨学金は、日本バプテスト女性連合奨学金（以下奨学金）と称し、本奨学金を受けるものを日本バプテスト女性連合奨学生（以下奨学生）という。

（資格）

第3条 奨学生の資格は、献身を決意している者（直接伝道者に限らず、召命感を持っておのおのの分野で献身・奉仕しようとする者）で、以下に記す条件を満たす者とする。

- 1 日本バプテスト連盟加盟の教会員であって、入学時までの信仰生活期間が満2年以上の者であること。
- 2 女子に限る。
- 3 学校は指定しないが、短大、大学、大学院、専門学校等の学生であること。
- 4 一度奨学金を受け、一つの学びを終えた者で、さらに学びを深めたいと希望する再申請者には、奨学金を支給する。ただし、再申請者については、奨学金終了後再支給された奨学金の半額を返還する。

（金額）

第4条 奨学金の金額は1人年額24万円までとする。

（採用人員）

第5条 採用人員は若干名とし、年度ごとに奨学金運営委員会が定める。

（出願の手続き）

第6条 奨学金志願者は所定の期日までに、日本バプテスト女性連合宛に、つぎの書類を提出しなければならない。

提出書類

- ・奨学金願書
- ・献身決意書
- ・信仰経歴書
- ・所属教会の推薦書および連帯保証書
- ・所属教会女性会の推薦書
- ・最終学年の成績証明書
- ・身体検査書
- ・写真1葉

(採用決定)

第7条 奨学金の採用決定は前条の願い出のあった者について、女性連合奨学金運営委員会がこれを行う。

選考基準

- ・成績良好な者
- ・忠実な教会生活をしている者（礼拝その他の集会に出席し、月約献金等、教会員としての責任を果たしている者）
- ・本奨学金設定の趣旨にかなう者

(奨学金の交付)

第8条 奨学金の交付は年2回（6月・12月）、直接本人あて送金する。

(期間)

第9条 奨学金支給の期間は1年とし、毎年度はじめにつきの書類を提出して、これを継続することができる。ただし、1人最高4年までとする。再申請者については、最高2年までとする。

提出書類

(継続申請者)

- ・奨学金継続願い
- ・所属教会の推薦書および女性会の推薦書

(再申請者)

- ・奨学金願書
- ・出願時の所属教会の推薦書および連帯保証書
- ・女性会の推薦書
- ・最終学年の成績証明書

(異動の届け出)

第10条 奨学生または奨学生であった者が休学・退学または復学した場合、住所等の異動があった場合は、直ちに女性連合へ届け出なければならない。

(停止)

第11条 就学の態度、成績の状況等が奨学生として不相当と思われる場合は、奨学金を停止する。

(返還)

第12条 卒業後、日本バプテスト連盟の教会その他日本バプテスト連盟関係の機関に勤務した場合、給付を受けたと同年数勤めれば返還の義務はない。ただし、途中でやめた場合はその事情を加味し、奨学金運営委員会がこれを決定する。

- 2 前項以外の仕事に従事した場合は、給付を受けた総額の2分の1を、給付を受けた2倍の年数の間に、年賦または月賦で返還しなければならない。
- 3 前二項の義務を果たさない間にバプテスト教会員でなくなった場合（死亡の場合はこの限りではない）は、給付を受けた奨学金全額を返還しなければならない。

(協力)

第13条 奨学生である期間に、女性連合からの要請があった場合は、女性連合の主催する諸集會に参加・協力することが望ましい。

(補則)

第14条 本規程に定められていない事柄については、日本バプテスト女性連合奨学金運営委員会に一任する。

第15条 本規程を改正する場合は、奨学金運営委員会の提案により、実行委員会にはかり、廃止の場合は總會の承認を得なければならない。

付則 本規定は2015年4月1日より実施する。